

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和4年4月)

令和4年度 生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内

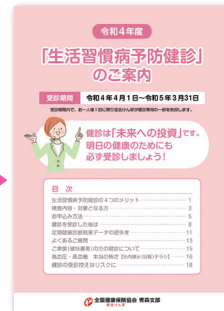
今月は協会けんぽが費用の補助を行う”**おトクな健診**”をメインにご案内いたします！
年に一度、”**必ず健診を受診**”し、ご自身の健康状態を確認しましょう！



生活習慣病予防健診

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）様
費用：協会けんぽが健診費用の約6割を補助し、
通常18,000円以上かかる健診を
”**最高7,169円**”で受診できます。

3月下旬より、事業所様あてに「**健診対象者一覧**」をお送りしております。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。



申込みの流れ

① ご希望の健診機関にお電話等で予約する

予約時に「協会けんぽの生活習慣病予防健診」である旨をお申し出いただき、受診者の情報、受診希望日をお伝えください。

② 健診を受ける

ご予約後に健診機関より届く問診票や検査キット等、健康保険証、自己負担費用等をご持参ください。

特定健康診査

対象：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様
費用：協会けんぽが健診費用のうち最高7,150円を補助し、
”**無料で受診できる健診機関**”もあります。

4月上旬より、被保険者様のご自宅に「**受診券(セット券)**」をお送りしております。
健診内容の詳細は、同封のパンフレットをご確認ください。



申込みの流れ

① 受診券(セット券)が届く

受診券と保険証の記号・番号が一致しているかご確認ください。

② ご希望の健診機関にお電話等で予約する

予約時に受診者の情報、受診希望日をお伝えください。

③ 健診を受ける

受診券、保険証、自己負担費用を忘れずにご持参ください。

受診できる健診機関は、お送りするご案内または協会けんぽホームページにてご確認ください！

お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部 保健グループ

☎ 017-721-2723

皆さまの取組で保険料率が変わる!”インセンティブ制度”

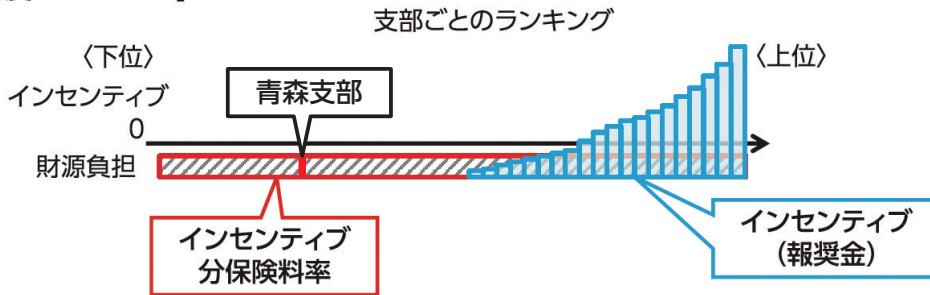
インセンティブ制度とは

特定健診受診率など5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、全国47支部中上位23支部について、得点数(偏差値)に応じた報奨金を付与するものです。上位23支部※1は、保険料率が引き下げに働きます。なお、制度の財源として全国各支部から、各支部総報酬の0.01%分※2を拠出します。

※1 令和4年度の実績(令和6年度の保険料率に反映)からは上位15支部が報奨金の対象となります。

※2 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、0.007%に据え置きとなりました。

【制度のイメージ】



令和2年度青森支部の総合順位は23位です

青森支部は総合順位が上位23支部に該当するため、インセンティブ(報奨金)が付与されます。

特定健診等の受診率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合
9位	7位	45位	34位	17位

令和2年4月～令和3年3月の実績をもとにした結果

加入者および事業主の皆さまにご協力いただきたい”5つのこと”

以下の評価指標に基づいて、ランキング付けを行います。

① 特定健診等の受診率

協会けんぽの健康診断の受診をお願いします。

被保険者の方:生活習慣病予防健診 被扶養者の方:特定健診

② 特定保健指導の実施率

健診結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導のご利用をお願いします。

③ 特定保健指導の対象者の減少率(青森支部の弱点)

日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

特定保健指導を受けられた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(青森支部の弱点)

協会けんぽから受診勧奨のご案内が届きましたら、必ず医療機関を受診してください。

⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

お薬を受け取る際には、積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)の選択をお願いいたします。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。